

# 介護保険サービス

介護保険サービスを利用するには、要支援・要介護認定を受けていただく必要があります。手続きの詳細は地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにお尋ねください。

## ⑯ 居宅介護支援事業所と介護支援専門員（ケアマネジャー）

適切な介護サービスが利用できるよう、介護保険サービスの相談に応じる相談窓口です。介護支援専門員は利用者や家族の相談に応じたり、居宅サービス計画を作成し、サービス事業者と連絡や調整を行います。

## ⑰ 介護保険サービスについて

以下のような介護保険サービスを利用することができます。  
事業の内容と事業所名は、別冊「伊勢市介護保険サービス一覧表」をご覧ください。

| 名称                    | 内容                                                                                 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問介護（ホームヘルプサービス）      | ホームヘルパーが、調理・掃除等の生活援助や、食事介助・入浴・排泄などの身体介護を行います。                                      |
| 訪問入浴介護                | 訪問入浴車による、入浴の介護を行います。                                                               |
| 居宅療養管理指導              | 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等による療養上の管理や指導を行います。                                                 |
| 訪問看護                  | 看護師等が、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。                                                        |
| 訪問リハビリテーション           | 理学療法士や作業療法士や言語聴覚士等が訪問し、必要なリハビリテーションを行います。                                          |
| 通所介護（デイサービス）          | 入浴や食事、日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行います。                                                       |
| 認知症対応型通所介護            | 認知症高齢者の専門的なケアサービスを行います。（15ページ参照）                                                   |
| 通所リハビリテーション（デイケアサービス） | 介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを行います。                         |
| 短期入所生活介護（ショートステイ）     | 短期間の入所中に、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行います。                                      |
| 短期入所療養介護（ショートステイ）     | 短期間の入所中に、看護や医学的管理下における介護、その他必要な医療および日常生活上の支援や、機能訓練等を行います。                          |
| 福祉用具貸与・購入             | 日常生活の自立を補うために福祉用具のレンタルや購入の支援を行います。                                                 |
| 住宅改修費の支給              | 住宅改修費20万円上限に、改修費の1割が自己負担（一定所得以上者は2割または3割負担）。                                       |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 認知症の方を対象に、グループホームで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行います。<br>※要支援1の方は利用できません。（15ページ参照） |
| 小規模多機能型居宅介護           | 通所を中心に、利用者に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせる等、多機能なサービスを行います。（15ページ参照）                      |
| 特定施設入居者生活介護           | 有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）等の入所者を対象に、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行います。               |
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）   | 常時介護が必要な方に、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行います。                                     |
| 介護老人保健施設              | 病状の安定した方に、在宅復帰に向けた機能訓練、医療ケアや介護、その他日常生活上の支援を行います。                                   |
| 介護医療院                 | 主に長期にわたり療養が必要な方に、療養上の管理や看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。               |